

家具転倒防止器具などの購入費を補助

ID1000803 申請書ダウンロード可

- 対**市内在住の方
- 対象器具** 伸縮ポール、マット、L字型金具、ガラス飛散防止フィルムなど
- 補助金額** 購入費の2分の1
※限度額3,000円。満65歳以上の高齢者、避難行動要支援者など同一世帯の方は1万円
- 申**購入後30日以内に申請書、領収書などを防災安全課（☎32-1275）、支所、市民センターへ（申請は同一年度で1世帯1回まで）



夜間、休日に住民票の写しなどを受け取ることができます

電話で予約すると、執務時間外に証明書などを受け取ることができます。

- 予約受付**
 - ・平日の夜間（午後5時15分～9時）に受け取る場合…当日の午後5時まで
 - ・休日（土・日曜、祝休日の午前10時～午後9時）に受け取る場合…休日の前日の午後5時まで
- 予約できる証明書**
 - 市民課
住民票の写し、戸籍附票の写し、印鑑登録証明書
 - 課税課
所得課税証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、納税証明書など
- 交付場所** 市役所守衛室
- 持**手数料、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるもの
※確認書類の種類によっては、2点以上必要な場合があります。印鑑登録証明書の場合、必要とする印鑑登録証も必要
- 他**マイナンバーカードを利用して、オンライン申請による証明書の申請も可能です。詳しくは ID1000970、ID1001046 で確認してください
- 問**市民課 ☎32-1311、課税課 ☎32-1193

住宅用火災警報器を設置しましょう

ID1005322

- 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置していない住宅は早急に設置しましょう。設置してある住宅では、定期的に点検し、電池交換などの維持管理を行いましょう。
- また、火災警報器は長期間使用すると火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換してください。
- 悪質な訪問販売にご注意を
市職員が火災警報器などを訪問販売したり、あっせんしたりすることはありません。
- 問**消防本部予防課 ☎22-2114

使わなくなった子ども用品をお譲りください

ID1009267

使う期間が限られる子ども用品は、多くの方から必要とされています。集まった品は子育て支援として、必要とする方に無償で配布します。

- 受付** 資源対策課（環境センター内）☎36-0135
- 回収対象**
 - 大型育児用品…ベビーカー、チャイルドシート、ベビーベッド、ハイローラックなど ※破損や部品が揃っていないものはお引き受けできません
 - ベビー・子ども服…140cmまでの服、未使用の肌着 ※制服、パジャマ、靴、帽子、水着はお引き受けできません
- 他**ベビー・子ども服は、市内児童センターでも受け付けています



高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための相談窓口

ID1001465

- 地域包括支援センター（右表）
- 内**保健・医療・福祉の専門家が高齢者の健康や福祉、医療、介護に関することなど、暮らしに関するさまざまな相談に対応
- 稲沢市在宅医療・介護サポートセンター
- 内**在宅医療・介護サービスに関する情報提供や相談など
- 問**稲沢市在宅医療・介護サポートセンター ☎36-7830

名称	電話番号
稲沢地域包括支援センター	33-5400
小正・下津地域包括支援センター	22-1488
明治・千代田地域包括支援センター	36-8310
大里地域包括支援センター	23-7702
祖父江地域包括支援センター	97-2381
平和地域包括支援センター	0567-47-1776

- 稲沢市認知症初期集中支援チーム
- 内**認知症の早期診断および早期対応に向けた相談など
- 対**市内在宅の40歳以上で、認知症または認知症が疑われる、次のいずれかに該当する方
 - ①認知症疾患の臨床診断を受けていない
 - ②継続的な医療サービスを利用していない
 - ③適切な介護サービスを利用していない
- 問**稲沢市認知症初期集中支援チーム（北津島病院内）☎0567-46-3565



**工場の新設・増設などを
するときは届け出を**

ID1001932

- 敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場などを市内に新設・増設などをする場合は、原則、着工日の90日前までに市へ届け出ることが義務付けられています。
- 支援制度もありますので、活用してください。
- 問**商工観光課 ☎32-1346

**事業所（製造業・物流業）
用地などの情報提供を**

ID1001944

- 企業の誘致や土地・建物の有効活用を図るため、事業所用地などの情報を一括管理する事業を行っています。まとまった土地の売却・賃貸を考えている方や情報を持っている方は、情報提供をお願いします。
- 問**商工観光課 ☎32-1346

**自転車乗車用のヘルメット
購入費用の一部を補助します**

問総務課 ☎32-1159 ID1007749 申請書ダウンロード可

- 転倒や交通事故の衝撃から頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、購入費用の一部を補助します。
- 対**市内在住の、令和6年3月31日時点で
 - ①7歳～18歳の方②65歳以上の方
- 対象となるヘルメット** 4月1日～令和6年2月29日に市内の販売業者で購入した、SGマーク・JCFマークなどの安全認証を受けたヘルメット ※学校指定の通学用ヘルメット、学校行事などで使用するヘルメットは除く
- 補助金額** ヘルメット購入金額の2分の1（上限額 2,000円）※100円未満切り捨て。1人につき1個まで
- 申**令和6年2月29日（休）までに、
 - ①申請する方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、健康保険証の写しなど）
 - ②補助金を振り込む口座の通帳の写し
 - ③ヘルメットを購入したことを証明する書類（領収書の写し）※領収書には、申請者またはヘルメット着用者の氏名・領収日・領収金額・購入業者名・購入品名（「ヘルメット代」など）の記載が必要
 - ④申請書（販売業者に記入してもらおう欄があります）
- 他**予算がなくなり次第、受け付けを終了します。未成年の方は保護者が申請してください